

20歳になったら国民年金

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

国民年金は基礎年金ともいわれ、国民皆年金制度により、20歳以上60歳未満の人はすべて加入しなければならない公的年金のことです。一定額の保険料を納めることにより、老齢、障害、死亡によって、その人や家族の生活が脅かされないように保障する社会保障制度です。自分が支払った保険料を将来受給する積立方式ではなく、集めた保険料をその時の年金支給にあてる賦課方式を採用しています。

国民年金は：

老後を支える終身保障

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です

万が一の障害や遺族も保障

老後だけでなく現役世代の保障も充実しています

保険料が控除

納めた保険料の全額が所得から控除されます

基礎年金の半分は国(税金)が負担

基礎年金の半分は国(税金)から支払われています

1. 「国民年金加入のお知らせ」を確認してください

20歳になった方には、誕生日から概ね2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きます。お知らせの中にある基礎年金番号通知書は、保険料納付の確認や将来年金を受け取る際等に必要になりますので大切に保管しましょう。

2. 保険料の納付方法を選んでください

令和8年度の1ヶ月あたりの保険料は17,920円です。保険料は20歳の誕生月から納付が必要です。ただし、誕生日が1日の場合は誕生月の前月分からの納付となります。

納付方法は次のいずれかを選べます。

- ①金融機関・郵便局・コンビニ・ATMで納付書による納付
- ②口座振替
- ③クレジットカード納付
- ④電子(キャッシュレス)決済
- ⑤電子納付(ペイジー)

保険料は前納(前払い)することで割引される制度もあります。

3. 保険料納付の免除・猶予について

保険料の納付が経済的に困難な場合、申請により納付を猶予または免除できる制度があります。

【学生納付特例制度】

在学中で所得がない(または一定以下の)方は申請により保険料の納付が猶予されます。(※1)

【納付猶予制度】

50歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます。(※1)

【全額免除制度】

保険料の全額が免除されます。(※2)

【一部免除制度】

保険料の一部が免除されます。免除された残りの保険料を納付しないと、その期間の一部免除は無効(未納と同じ)となります。(※2)

(※1) 猶予の期間は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、受け取る老齢基礎年金額には反映されません。

年金額を増やしたい場合は、猶予後10年以内に追納する必要があります。

(※2) 免除を受けた期間は、追納をしなければ将来受け取る年金額が少なくなります。

各種手続きは役場の地域共生支援課窓口やお近くの年金事務所で申請できるほか、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから電子申請することもできます。

制度の詳細・手続きの方法など詳しく確認したい方はこちら▶
(日本年金機構 HP)



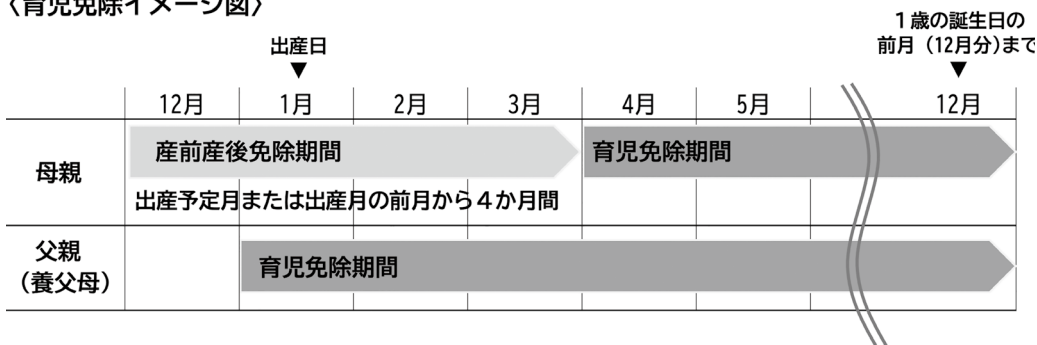
令和8年10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

国民年金第1号被保険者の育児期間にかかる保険料免除制度が始まります。

- 対象者は子ども(実子・養子)を育てている方(父母・養父母)です。
申請することで、月額17,920円(令和8年度)の保険料が免除されます。
- 対象期間は子ども(実子・養子)が1歳になる誕生日の前月までです。
※制度開始(令和8年10月1日)前から子どもを養育し、制度開始時点で1歳未満の場合、開始(令和8年10月1日)から1歳になる誕生月の前月までの保険料が免除されます。
- 将来の年金額は、納付した場合と同じように反映されます。
- 申請は、窓口や郵送でのお手続きのほか、スマートフォンでの電子申請も可能です。

〈育児免除イメージ図〉



▲詳細は、日本年金機構
特設ページをご覧ください。

国民健康保険被保険者の方へ -柔道整復師等の施術に係る療養費について-

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

柔道整復師等にかかるとき、次の場合のみ健康保険を使うことができます。

●柔道整復師の施術

整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む)の施術を受けたとき
※骨折及び脱臼については、緊急の場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要となります。

●はり・きゅうの施術

主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたとき
※保険を使うには、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。

●マッサージの施術

筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき
※保険を使うには、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。

治療を受けるときの注意

保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等を治療中の場合は、施術を受けても保険等の対象とはなりません。

柔道整復施術療養費支給申請書の患者記入欄には内容を確認の上、署名をし、必ず領収証をもらうようにしましょう。

今回より2回にわたって、高齢者虐待(9月号)、成年後見制度(10月号)についてお知らせします。まず第1回目は「高齢者虐待」についてです。

1 高齢者虐待とは？

- 高齢者が家族や他の人から、生命、健康、生活を損なわれるような「不当な扱い(権利侵害)」を受けている状態をいいます。
- そのような扱いを受けている高齢者の権利を守るため、平成18年4月より施行されたのが「高齢者虐待防止法」です。

2 このような行為をすると虐待になります

高齢者虐待の種類

－高齢者への虐待はどのような行為であっても許されません－

1 身体的虐待	2 心理的虐待	3 介護・世話の放棄(ネグレクト)	4 経済的虐待	5 性的虐待
暴力などでからだに傷や痛みを与えること	言葉や態度で心を傷つけること	必要な介護や世話をしないこと	本人の財産を不当に使うこと	本人の意思に反して性的な行為をすること
				
● 殴る、蹴る、つねる、叩く、押す ● ベッドに縛り付ける ● 無理やり食事や薬を口に入れる など	● 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ● 無視する、仲間はずれにする ● 「役立たず」「死ね」など人格を否定することを言う など	● 食事を与えない ● 入浴させない、着替えさせない ● 必要な医療や介護サービスを受けさせない など	● 年金や預貯金を勝手に使う ● 通帳や印鑑を本人の同意なく保管する ● 必要な金銭を渡さない など	● わいせつな行為をする、させる ● 裸にする、キスや性的な話を強要する など

3 高齢者虐待の現状(大分県：令和6年度集計)

大分県及び各市町村で、令和6年度中(大分県公表)に受け付けられた相談・通報件数から集計された結果と内容の特徴は以下のようになっています。

〔相談・通報対応件数〕：352件 ⇒ 〔虐待と認定された件数〕：168件

■内容：身体的虐待→122件 心理的虐待→61件 経済的虐待→16件
介護放棄(ネグレクト)→14件 性的虐待→0件 (重複あり)

障がいのある方を対象とした、女性専用のグループホーム「ほほえみの里」(玖珠町森)が新たに開設されました。これまで社員寮として使われていた建物をグループホームとして再利用しています。食堂、風呂、トイレ、洗濯は共同で使用し、全部屋個室が完備されています。ほほえみの里では「自分の事は自分で」「共同生活ができるようになる」「自給自足」を目指している施設です。障がいのある方、ご家族の方の今後の生活への不安を軽減し、住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるグループホームとして障がいのある方々をサポートします。



「ほほえみの里」
浦島太郎像がお出迎えます



グループホームって??

障がいのある方が、世話人などの支援を受けながら、地域で少人数での生活をします。

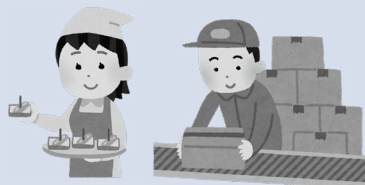
そこを拠点に、障がいのある方の一人ひとりの「できること」を発揮しながら、社会参加を進めるとともに、共同生活することで自身の身体・精神状態の安定なども期待されます。

夜間



グループホーム

生活支援員などの力を
借りながら共同生活



日中

福祉的就労・その他活動

本人の状況に応じて仕事や
福祉サービス等を行う

「ほほえみの里」の
お問い合わせ先

〒879-4401 玖珠郡玖珠町大字四日市174 番地の1

☎/FAX:0973-72-6035 メール:hohoemi-kusu@npo-hohoemi.or.jp

マイナンバーカード時間外窓口のお知らせ(要予約)

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。(電子証明書の更新・暗証番号の再設定はできません)

★開設予定日		
平日	10月13日(火) 10月29日(木) 11月10日(火) 11月26日(木) 12月 8日(火) 12月24日(木)	午後5時～ 午後7時
休日	10月10日(土) 11月14日(土) 11月29日(日) 12月12日(土) 12月27日(日)	午前9時～ 正午



■予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までに、住民環境課まで電話でご予約ください。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの予防接種のお知らせ

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

令和8年10月1日から、高齢者新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ予防接種が始まります。予防接種の予約受付は、接種を希望する医療機関で行います。

	高齢者新型コロナウイルス感染症	高齢者インフルエンザ
対象者	①65歳以上の方 ②60歳から64歳までの方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方	
接種期間	10月1日から令和9年3月31日まで ※ただし、ワクチンの在庫がなくなり次第終了となります。	
接種回数	1回	1回
実施場所	県内の医療機関	
自己負担額	5,000円	1,000円
	※対象者で生活保護世帯の方は、「生活保護受給証明書」を医療機関へ提出することで「無料」で接種できます。「生活保護受給証明書」の発行については、事前に西部保健所地域福祉室（☎0973-72-9522）へご連絡ください。	

実施医療機関（町内）

医療機関 ☎電話番号	接種曜日	時間	接種予約
井上医院 ☎0973-76-2711	【月・火・水・木・金】 【土】	9:00~11:30/14:00~16:00 9:00~10:30	要予約 ※インフル予約不要
矢原医院 ☎0973-77-6121	【月・火・木】	9:00~12:00/14:00~16:00	要予約
飯田高原診療所 ☎0973-79-2138	【月・火・水・木・金】 【土】	9:00~12:00/13:30~16:30 9:00~11:00	要予約
友成医院 ☎0973-78-8811	【月・火・水・木・金】 【土】	9:00~11:30/14:00~16:30 9:00~11:00（※第2・4土曜のみ実施）	要予約 ※インフル予約不要
溪和ファミリークリニック ☎0973-78-8088	【月・水・金】	9:30~12:00/14:00~16:00	要予約

◆玖珠町の医療機関で接種希望の方は、希望する医療機関に直接お問い合わせください。

お子さんを対象としたインフルエンザ予防接種（任意接種）費用について、助成します

- 対象者 生後6カ月～中学3年生終了前までの方
- 接種期間 令和9年3月31日まで ※接種期間は、医療機関によって異なります。
- 助成内容 【助成額】 年度内において、1人1回あたり1,000円
【助成回数】 生後6カ月以上13歳未満（2回まで）、13歳以上（1回まで）
- 手続き 【玖珠郡内の医療機関】 助成額1,000円を差し引いた金額を医療機関にお支払いください。
【玖珠郡外の医療機関】 全額医療機関に支払った後、①領収書 ②予防接種済証 ③振込先の口座がわかるものと印鑑 ④九重町任意予防接種償還給付申請書（健康・子育て支援課にあります）を持参し、令和9年3月31日までに健康・子育て支援課へお越しください。

里親説明会のお知らせ

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3876

大分県の委託を受けて NPO 法人 chields^{チーズ} が里親説明会を実施しています。長期間の里親だけでなく、保護者が体調をくずした時、急用の時等、数日だけお子さんを預かってほしいなど、いろいろなタイプの里親さんが必要とされています。この機会にぜひお話を聞いてみませんか？

	月 日	時 間	場 所
九重町・玖珠町	11月13日(金)	10:30～12:00	九重町役場 101会議室
日田市	12月5日(土)		日田市複合文化施設 AOSE 1階音楽室
Zoom	10月31日(土)	19:00～20:00	Zoom 配信 ニックネーム可、カメラOFF可
	11月29日(日)	11:00～12:00	
	12月21日(月) 1月27日(水)		

■事前申込制 前日(土・日開催の場合金曜日)の12:00まで

■お問い合わせ先 NPO 法人 chields^{チーズ} 電話またはメールでの申し込み

TEL: 097-585-5400 Eメール: info@chields.or.jp



その他の日程も
ホームページからご覧ください



NPO 法人 chields
公式 LINE での申し込みは
こちら

10月は臓器移植普及推進月間です

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

毎年10月は「臓器移植普及推進月間」として、広く全国において、臓器移植への理解が進むように普及啓発の取り組みを行っています。

臓器移植は、病気などで臓器の機能が失われた方にとって、新たな命をつなぐ医療です。日本では「脳死下での臓器提供」も法律に基づいて行われており、意思表示があることで、移植を必要とする人に臓器が提供される可能性が生まれます。臓器提供はご本人の意思が最も尊重されますが、意思表示がない場合はご家族の判断が求められます。臓器提供をするかどうかは、誰もが自分自身で考え、決めることができます。マイナンバーカード、意思表示カードなどで簡単に意思を示すことができます。この機会に、命のリレーについて考え、ご家族と話し合ってみませんか。

※臓器提供意思表示カードは、役場1階 健康・子育て支援課窓口に設置しています。

臓器移植に関する情報



▲(公社)日本臓器
移植ネットワーク



▲厚生労働省
臓器移植関連ページ



▲(公財)大分県
臓器移植医療協会



▲(公財)大分県
アイバンク協会

防衛施設との共存・生活環境改善の取組

●お問い合わせ 未来デザイン推進課 ☎0973-76-3874

◆特定防衛施設周辺整備調整交付金

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設(日出生台演習場)の設置または運用により生じている影響の軽減等を図るため、国(防衛省)から交付される交付金です。

◎令和7年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の実績(ハード事業) (単位:円)

事業	事業費	うち交付金	事業内容等
消防ポンプ自動車購入事業	40,216,000	38,067,000	車両購入(CD-1型 1台)
後野上消防詰所整備事業	15,055,700	12,000,000	工事(木造平屋建て 54.65㎡)
簗原吉部線道路改良工事	21,026,500	17,000,000	工事(延長L=160m)
消防団活動服整備事業	6,957,500	3,000,000	活動服購入(上衣275着、ズボン275本)

◎令和7年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の実績(ソフト事業) (単位:円)

事業内容	事業費	前年度末残高	運用益	基金処分額	基金残高
集団検診事業	20,830,167	12,000,000	34,200	6,000,000	6,034,200

◆再編関連訓練移転等交付金

再編交付金は、在日米軍の再編に伴い影響を受ける市町村に、公共の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるため、国から交付される交付金です。

◎令和7年度再編関連訓練移転等交付金事業の実績(ソフト事業) (単位:円)

事業内容	事業費	前年度末残高	運用益	基金処分額	基金残高
子ども医療費助成事業	25,244,510	12,000,000	34,200	6,000,000	6,034,200

家屋に関する届出について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

令和9年度の固定資産税は令和9年1月1日が基準となりますので、次の内容に該当する方は必ず税務課へ連絡・届出を行ってください。

令和8年12月31日までに

- ① 建物を新築・増築したとき
- ② 建物を取り壊したとき
- ③ 未登記家屋を譲渡(売買・相続・贈与など)したとき

※①に該当する方で、すでに税務課の家屋評価を実施している場合は、連絡・届出の必要はありません。

※②に該当する方で、令和8年12月31日までに法務局で滅失登記が完了している場合は、税務課への届出は必要ありません。

※②に該当する方で税務課への届出を行った場合でも、滅失登記は別途法務局で手続きが必要です。

町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け5戸(3LDK) 2階及び3階
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要です。
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定します。
駐車場使用料： 1,000円/月・台



青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK) 2階及び3階
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定します。
駐車場使用料： 1,000円/月・台



豊後中村住宅

住 所： 九重町大字右田687番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け1戸(3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要です。
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定します。
駐車場使用料： 1,000円/月



書曲更新住宅

住 所： 九重町大字松木156番1
募 集 戸 数： 5戸(3LDK 3戸、2DK 2戸)
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定します。
駐車場使用料： 1,000円/月・台
そ の 他： 入居には所得制限等の要件があります。
IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要です。
※募集要項は役場建設課の窓口及び九重町ホームページにてご確認ください。



3LDK 外観写真



2DK 外観写真

北代住宅

定住促進住宅

- 住所：九重町大字恵良436番地の2
募集戸数：新婚・子育て世帯向け1戸（3LDK）
基本住宅使用料：55,000円／月
駐車場使用料：2,000円／月
鍵交換料：入居時に玄関の鍵交換料を別途請求します。
基本減額：次の条件を満たす方は基本住宅使用料から5,000円／月を減額
入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯又は入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則*で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない世帯
特別減額：次の条件を満たす方は対象の子1人につき5,000円／月を減額（上限15,000円／月）
入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則*で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない方が2人以上の世帯
※九重町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

募集期間：令和8年9月17日(木)～令和8年9月30日(水) 平日 午前8時30分から午後5時まで
申込書提出先：九重町役場 2階 建設課窓口まで

- 入居予定日：令和8年11月1日から
- 敷金（入居時住宅使用料の3月分）の納入が入居手続きの際に必要です。
- 申込みに、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課（役場2階）に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。
- 入居後、住宅使用料・光熱水費と別に共益費が必要となります。
- その他、個別での確認事項がありましたら担当課までお問合せください。



▲九重町HP

木造住宅の無料簡易耐震診断をしませんか？

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

九重町では、大分県と建築士事務所協会と協力して、ご自宅の無料簡易耐震診断を行います。

簡易耐震診断は正式な耐震診断ではありませんが、住宅のどのようなところに地震に対する強さや弱さがあるのかを調べることができます。

- 対象 平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅
（併用住宅で、住宅部分の面積が1/2以上のものを含む）
- 実施方法 九重町職員と建築士事務所協会の会員がご自宅に伺い、1時間程度で診断を行います。
ご自宅の図面がある場合は、当日ご用意頂けると短時間で実施できます。

- 日時 10月5日(月)～10月9日(金)
詳細な日時については、ご希望をお伺いした上で確定します。

- 申込期限 9月30日(水)までに、建設課までお申込みください。

- その他 簡易耐震診断を受けた結果により、詳しい耐震診断を希望される方は、
【令和8年度版まちの事業紹介】掲載の木造住宅耐震化促進事業をご覧ください。

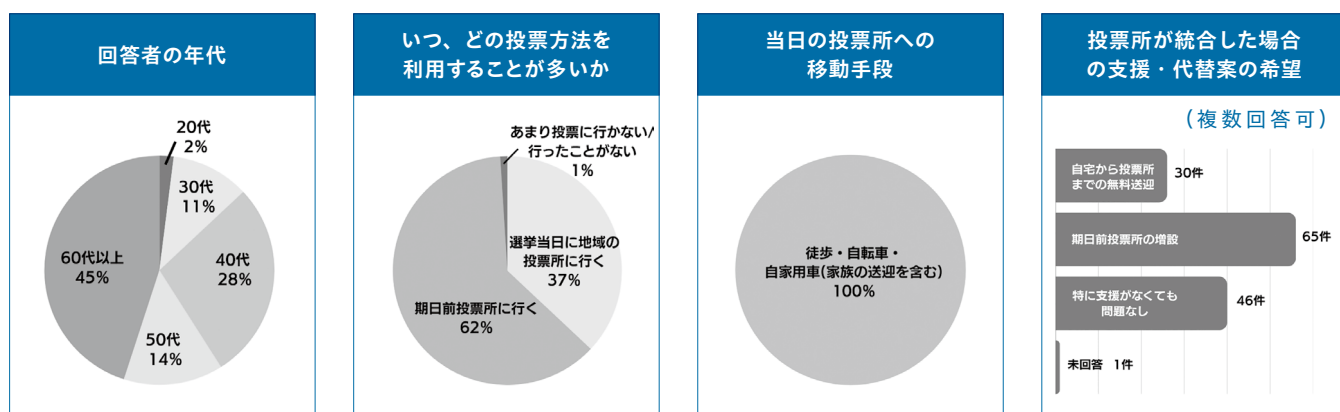


▲まちの事業紹介
「木造住宅耐震化促進事業」
【住まい・生活(11ページ)】

※注意：木造住宅耐震化促進事業対象建物は昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅となります。

7月号から皆さんと一緒に「私たちの町と選挙」について考えるシリーズを掲載しています。九重町での選挙について皆さんで考えていきましょう! 今回は、皆様からのアンケート結果をご報告します。たくさんの貴重なご意見をいただきありがとうございました。(回答:116件)

私たちの町と選挙アンケート結果



投票所のあり方や、今後の選挙についてのご意見

※自由記述の意見を分類・集約

1. 投票所の統廃合と効率化

集約への賛成 : 人口減少や事務効率化を考慮し、利用しやすい施設(役場や公民館など)への集約や各地区1カ所程度にするなど、投票所の適正配置を進めてほしい。

現状維持の希望 : 身近な投票所があることで投票しやすさが保たれている。特に高齢者や交通弱者の負担増を防ぐためにも現状維持を望む。

移動支援の確保 : 統合する場合、無料送迎、巡回バス、車両型投票所、または介護施設内での投票手段などの確保や十分な周知が必要。

2. 利便性の向上と柔軟な運用

期日前投票所の充実 : 役場以外の公民館やコミュニティセンターなどにも期日前投票所を設置し、投票機会を確保できるようにしてほしい。設置場所・時間等も利用しやすいよう見直してほしい。

時間・環境の見直し : 開設時間の効率化を図る一方、冷暖房や駐車場を整え、誰もが入りやすい環境や雰囲気づくりに配慮してほしい。

新しい投票方法の検討 : 若年層や移動困難者向けに、電子投票やインターネット投票の導入可能性を探ってほしい。

負担軽減 : 投票立会人や従事職員の負担軽減にも配慮してほしい。

九重町選挙管理委員会では、いただいたご意見をもとに、より多くの方が投票しやすい環境づくりに向けて今後の運営改善を検討してまいります。ご協力ありがとうございました。

コミュニティ活動を整備・充実させてみませんか？

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を行っています。コミュニティ助成事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることをめざし、コミュニティ活動に直接必要な備品の整備に対して当事業の助成金による補助事業です。皆さんの地域でもコミュニティ活動を充実させるために活用されてみてはいかがでしょうか。



令和9年度補助事業

【助成金額】 100万円～250万円（助成率10／10）

※ 10万円単位で補助

【募集期間】 10月2日（金）まで

※ 要綱等詳細は、九重町ホームページに掲載しています。



▲九重町 HP

【九重文化センター 自主文化事業】

時松辰夫 その思いを受け継ぐ人たち「木はたのしいもんだ。」

●お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3888

九重町出身の木地師・クラフトデザイナー『時松辰夫』さん。

「木は平等、器にならない木はない」という信条のもと制作に取り組み、地域にある多様な木材を活用して付加価値の高い商品を生み出す『山村クラフト』の提唱者でもあります。

間伐材や風倒木などどんな木でも活用して様々な作品を生み出してきました。その考えは広がりを見せ、全国各地での木工指導にも尽力されました。本展示会ではご本人の作品に加え、その思いを受け継ぐ職人の作品も展示いたします。美しい作品の数々を是非ご覧ください。

■会場 九重町歴史資料館（九重文化センター内）

■入場料 無料

■日時 10月16日（金）～11月3日（火）

■開館時間 平日 10:00～18:00

土日祝日 9:00～17:00

※開催期間中は月曜日も開館します

※企画展準備のため、前後一週間ほど歴史資料館は臨時休館とさせていただきます。



環境緑化用樹木を配布します

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

環境緑化運動の一環として、緑化木の配布を下記の日程で行います。

■配布日時 10月27日（火） 午後5時30分～（なくなり次第終了します。）

■配布場所 各地区公民館（ふれあい交流センター）

■配布予定樹種 アジサイ、ツツジ、ブルーベリー、ヤマザクラ、オリーブ 等

なお、数に限りがありますので来場者多数の場合は、本数の制限をさせていただきます。

当日は募金活動を実施しますので「緑の募金」にご協力をお願いします。

令和9年度に電気柵・シカネット・金網柵を要望される方へ

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

来年度(令和9年度)の電気柵・シカネット・金網柵の要望を受け付けます。

導入の流れをご確認いただき、受付期限までに農林課へお知らせください。

電気柵・シカネット導入の流れ

事業決定 ⇒ 申請 ⇒ 町が調達 ⇒ 配布会〈本人支払〉⇒ 自力施工 ⇒ 完了検査 ⇒ 補助金支払い
※商店等で事前に購入したものは、補助対象にはなりません。

電気柵 (参考: 令和8年度は、6月に配布)

- 電気柵はイノシシ対策用です。シカ対策用に変更したい場合は配布後、別途個人での対応となります。
- 電気柵本体については乾電池仕様とソーラー仕様の2種類から選択できます。ソーラー仕様については、乾電池仕様より事業費が概ね3万円~5万円程度高額となり、補助金の設定上限を超えた事業費については全額が自己負担となります。補助金申請後の仕様の変更はできませんのでご注意ください。
- 本体1基、2段張り、支柱長さ約90cm(地上高: およそ60cm)
- 設置の延長は、最低200m(線については400m)からとなります。

シカネット (参考: 令和8年度は、7月に配布)

- 施工高は、地上1.8m、もぐり防止のスカートネット付き。
- 設置の延長は、最低100mからとなります。
- 支柱は杭を打ち込み、その上から支柱パイプ(1.8m)をかぶせる仕様です。

金網柵導入の流れ

募集 ⇒ 県とのヒアリング(令和9年1月中) ⇒ 県へ実施計画書を提出 ⇒ 事業決定 ⇒ 業者選定 ⇒ 地区説明会 ⇒ 管理委託契約 ⇒ 実施地区へ配布 ⇒ 自力施工 ⇒ 完了検査

金網柵 (参考: 地区への搬入予定は10月末)

- 1枚あたり: 2.0m×1.8m
- 支柱、下部補強パイプ、羽根つきアンカー、支柱キャップ、結束線を使用します。
- 支柱は、打込支柱(およそ1.3m)を打ち込み、その上から支柱(1.8m)をかぶせる仕様です。
※要件として、3戸以上かつ金網柵を張った時の費用対効果が必要です。
※金網柵は、九重町鳥獣害対策協議会からの貸与物なので、管理委託契約を結んで14年間(金網柵の耐用年数)管理をしていただきます。
※作業日誌を書く、施工前・施工中・施行後の写真を撮影するなどの事務作業を申請者の方に行っていただきます。
※受付期限までに地区内での協議(張る場所・張る場所の関係者への設置許可・代表者など)を終わらせておいてください。

受付期限 令和8年10月20日(火)まで

交付について

- 要望量を把握するためのものであり、事業の実施を確約するものではありません。
 - 設置箇所の地番及び外周の長さ等を確認させていただきます。
 - 仕様は変更になる場合があります。
 - 要望が多数の場合は、補助を受けたことが無い方を優先させていただきます。
- その他、ご不明な点は役場農林課(☎0973-76-3804)までご連絡ください。

特用林産次年度事業要望受付について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

来年度(令和9年度)の特用林産に関する補助事業等の要望を受け付けます。

■生産施設整備事業等の施設・機械の購入補助について

しいたけ栽培の増産や新規参入する際に必要な資機材購入を補助する事業があります。事業参加には、生産量・駒数等の要件がありますので、大分県ホームページにて各種しいたけ栽培に関する支援制度等について事前にご確認ください。また、要望提出の際に、費用面が分かる書類(見積書・図面・カタログなど)をご用意ください。



▲大分県ホームページ
しいたけ生産サポート

■低コスト簡易作業路(しいたけ原木搬出用)整備事業について

1mあたり500円の補助を実施します。(大分県400円、町100円)

採択要件として、幅員は2.0m以上、1路線の延長は100m以上です。

※しいたけ原木林が0.3ha以上の箇所が対象です。

※作業路開設の事業着手については、補助決定通知受領後の実施となります。

※予定箇所が保安林である場合には事前に大分県西部振興局(☎0973-22-2665)へお問い合わせください。

※作業路開設後、令和9年度中に開設路線にてクヌギの伐採を行う必要があります。

受付期限 令和8年10月20日(火)まで

※今回は要望調査であり、事業の実施を確約するものではありません。

まちの農業
魅力発信
農プラス+

第2回 農+真っ赤なごちそう

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

たかくら ゆうじ
生産者: **高倉 祐仁さん**(野上・重原)

トマトの作付けを始めて今年で15年目を迎える高倉さん。

町内で52アールの農地を経営し、毎年およそ50トンのトマトを出荷しています。高倉さんが育てるトマトは、化学肥料などをできる限り低減したこだわりの逸品です。

今年度からは「指導農業者^{*}」としても活動をスタートさせた高倉さんは「地域の農地や先輩農家の思いを次の世代へ守り伝えていきたい。秋のトマトもすごく美味しいので、ぜひご賞味ください」と笑顔で話してくれました。

※「指導農業者」とは、優れた農業経営を行い、その経験や技術を活かして就農者の育成を行う、県から認定された農業者です。

